

「施工プロセス通じた検査」の円滑化

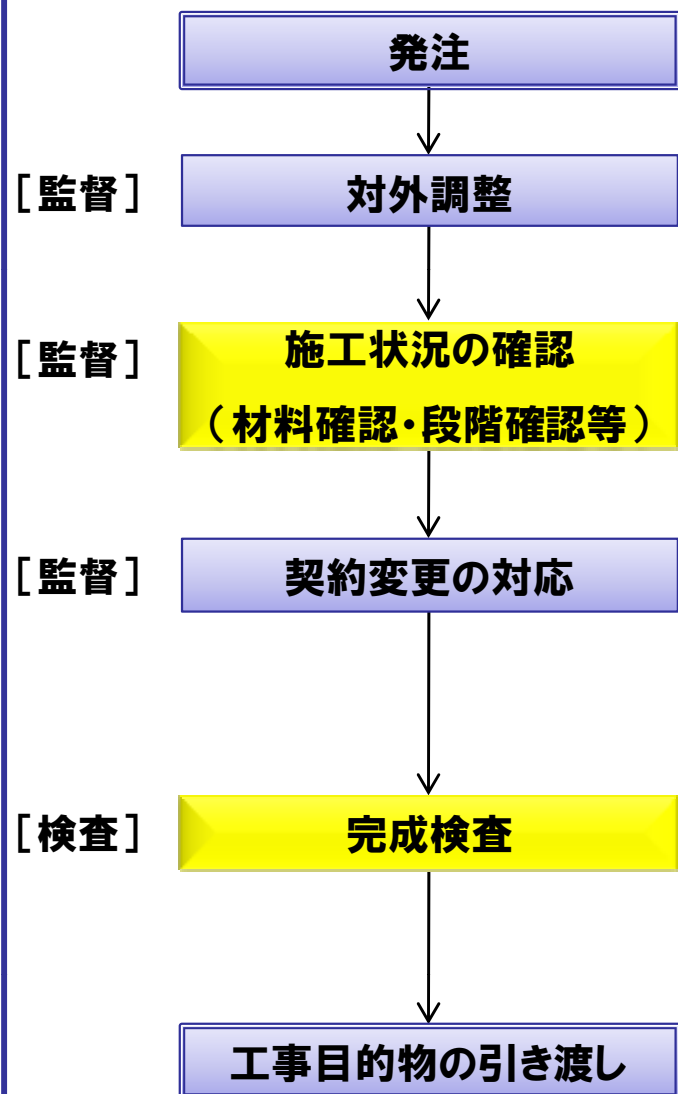
- 契約の適正な履行を確保するための必要な監督
- 給付の完了の確認をするための必要な検査

監督・検査業務の概要

監督職員による工事目的物の確認業務例



検査職員による工事目的物の検査業務例



【施工プロセスを通じた検査の導入の背景】

- 監督職員による適正な履行を確保するための現場の確認が困難な状況
(地元対応及び総合評価による技術提案確認などの現場以外の業務が増大)

➡ 工事目的物の品質確保が困難、粗雑工事発生の恐れ

- 年度末に完成検査が集中し、検査職員の検査レベルが課題
(年度途中の既済部分検査の実施は少数)

➡ 検査職員と監督職員による現場確認のあり方について弾力的な見直しが必要
(ただし、監督・検査の兼職は法令で禁止されていることに留意)

【施工プロセスを通じた検査の導入の方向性】

- 監督・検査業務の目的達成のためには、頻度の高い確認が重要
- あわせて、監督と検査の適切な業務分担による重層的な確認が重要
(ただし、現状の監督・検査体制(職員数等)を踏まえた実施が必要)



「施工プロセスを通じた検査」の導入とそのメリット

- 頻度の高い確認により現場の確認業務を充実化 ➡ 工事目的物の品質確保
- 現場の確認業務の一部を検査業務として確実に実施 ➡ 粗雑工事(不正行為の防止)

① 受検準備作業の軽減と平準化及び不合格リスクの軽減

- 発注者側(品質検査員)が作成する施工プロセス確認チェックリストを検査時に活用することにより、受注者の受検準備作業が軽減される
- 既済部分検査が多く実施されることにより、完成検査時の受検準備が軽減されることで、従来年度末に集中していた受注者の受検準備作業が平準化される
- 施工途中で検査が実施されることにより、完成検査における修補や不合格というリスクが軽減する。

② キャッシュフローの改善

- 円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保できる
- 企業会計基準※の改定(工事進行基準の強制適用)へ対応できる

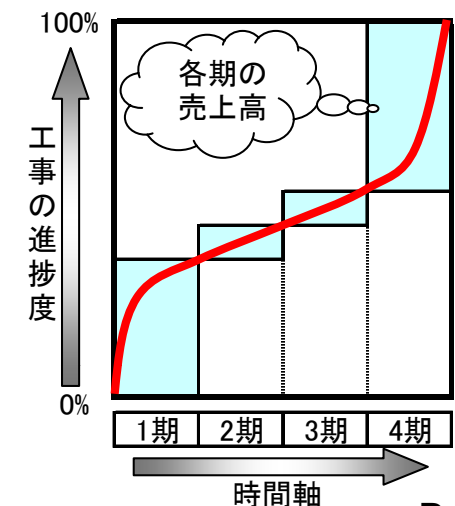
※**工事進行基準**

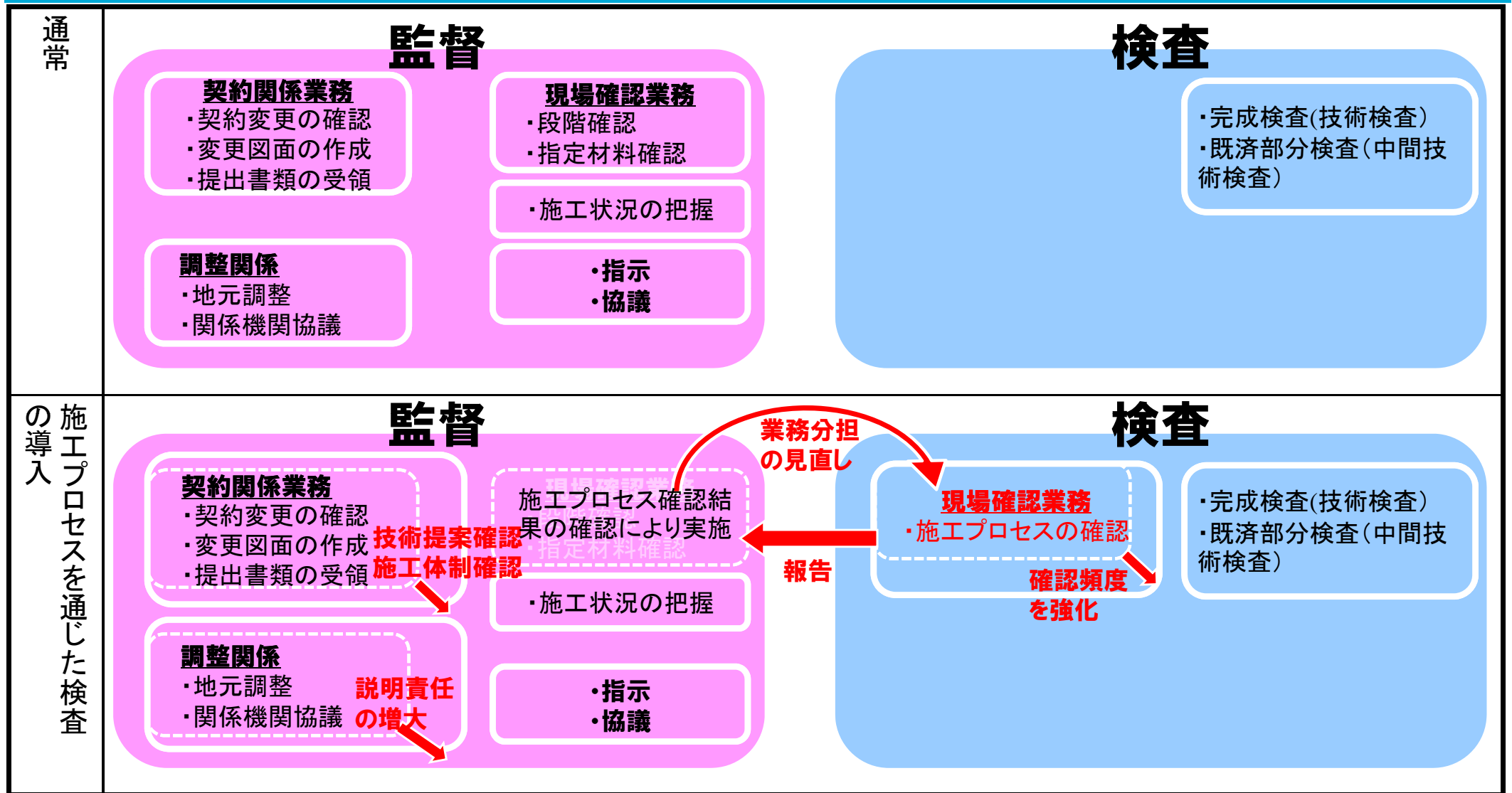
工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合(①工事収益総額、②工事原価総額、③工事進捗度について信頼性を持って見積りできる場合)に適用。

(平成21年4月1日以降開始事業年度において着手される工事に適用)

特徴・利点

- ・各期末毎に複数に分けて売上高を計上できる
- ・工事の進捗度(事業の活動成果)を適切に反映することができる
- ・株主や顧客にとって、複数のタイミングで物件の進行をチェックできる





用語の説明

現場確認業務: 監督業務における「段階確認」や「指定材料確認」等の業務。施工プロセスを通じた検査導入時は、検査業務として実施。

完成検査: 工事の完成時における給付の完了の確認

既済部分検査: 工事の完成前に対価の一部を支払う必要がある場合における出来高に応じた給付の完了の確認

技術検査: 完成検査と同時に行う工事成績評定のための評価
中間技術検査: 施工上の重要な変化点等がある時点における技術検査。(既済部分検査が無い場合も実施可能)

① 総括検査職員による完成検査の実施

- **完成検査(技術検査)**及び**中間技術検査**を実施し、かつ、検査業務全体を総括する者を「**総括検査職員**」として任命

② 主任検査職員による既済部分検査の導入

- 給付の確認を伴う「**既済部分検査**」を実施〔1回/2ヶ月を目処〕
- 既済部分検査を行う者を「**主任検査職員**」として任命

③ 品質検査員による施工プロセス確認の導入

- 「**施工プロセス確認**」は、受注者の品質管理(材料検査・出来形確認)や施工方法が適切に実施されているか日々現場で確認
- 施工プロセス確認を行う者を「**品質検査員**」とする

① 通常の監督・検査の現場確認

監督	契約の適正な履行を確保するための確認	 「段階確認」・「指定材料確認」等の現場確認
検査	給付の完了の確認	 中間技術検査 中間技術検査 完成検査 (技術検査)

※ ともに検査職員が実施。 の場合のみ、支払ができる。

② 施工プロセスを通じた検査導入時の現場確認

監督	契約の適正な履行を確保するための確認	施工プロセス確認結果の確認により実施 (条件変更の確認等、その他現場における業務は従来通り)
検査	給付の完了の確認	 既済部分検査 (中間技術検査) 既済部分検査 既済部分検査 (中間技術検査) 既済部分検査 完成検査 (技術検査)
	施工プロセスの確認 (検査補助業務)	

※ は総括検査職員、 は主任検査職員が実施。 ともに支払ができる。▶ は品質検査員が実施。

現場確認頻度及び支払頻度

確認頻度の増加により、品質の確保及び粗雑工事防止、かつ受注者への支払頻度は増加。

① 通常の監督・検査	
② 施工プロセスを通じた検査	

「出来高部分払いが実施されない」

- ① 受発注者(監督職員・現場代理人等)の双方が既済部分検査の準備及び対応が面倒であると認識している状況
- ② 受注者としては、既済部分検査対応による現場の工程等への影響を懸念している
- ③ 前金の支払から完成検査後の支払までの期間が短いことが多い

支払方式制度(出来高部分払等)の実態調査結果

(関東・近畿・九州地方整備局において平成20年度完成工事を対象に実施)

- ・ 出来高部分払い方式の選択率が低く、部分払実績も低い
 - 工事内容が単一工種程、選択率が高い傾向
 - 請負金額が高い程、また工期が長いほど選択率が高い傾向

「出来高部分払の実施」の定義

年度途中に既済部分検査を実施

(複数年工事において年度をまたぐ場合に実施する既済部分検査は除く。)

1)対応方針

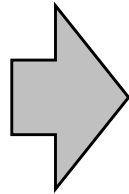
「施工プロセスを通じた検査」を導入した工事の場合、施工プロセス確認の結果(チェックリスト)を活用することで**既済部分検査の効率化を図ることによる出来高部分払の確実な実施**



2)今年度の具体的な対応

- ・ 平成21年8月に「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)」の策定と周知を実施
- ・ 平成21年度の試行工事については、工事の規模、工期及び工種等により**モデル工事を選定して課題の検証**を実施

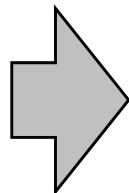
検査書類の簡素化



- ・準備する書類は、請求書、出来高内訳書及び出来形報告書のみ (請負者が作成する)
- ・施工プロセスや施工状況等の確認は、「施工プロセスを通じた検査」のチェックリストを活用(発注者が作成する)
- ・出来高確認以外の資料(施工体制、工事打合せ簿等)を準備させないこと(求めないこと)

※検査書類を更に簡素化できるのは、「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
それ以外の既済部分検査は、既済部分検査技術基準(案)による通常どおりの資料を準備する。

検査体制の簡素化

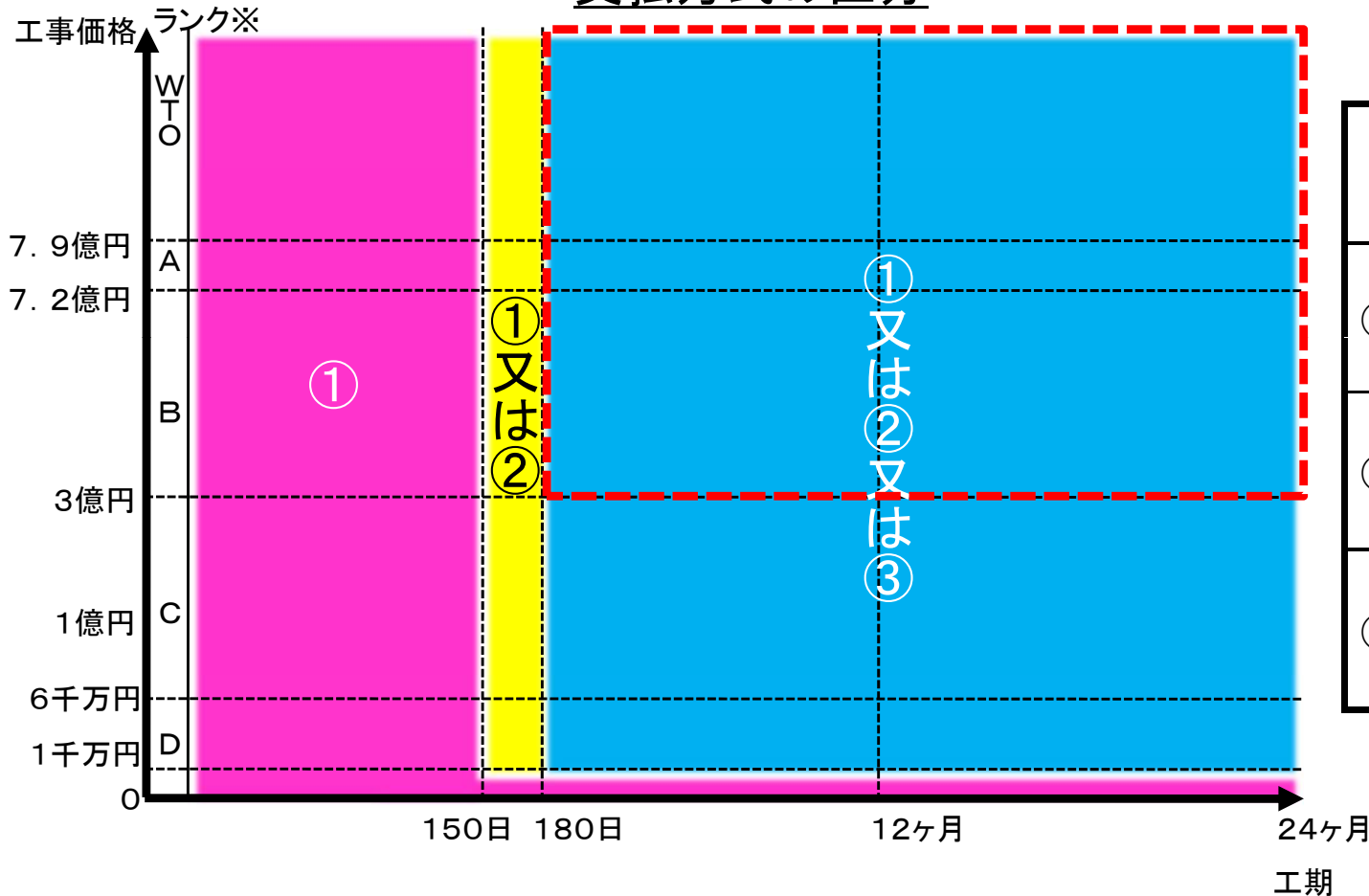


- ・既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする
- ・検査場所は、原則実地とするが、机上でもよい
- ・検査中も現場の施工は継続する(但し、検査の支障となる場合を除く)
- ・現場の整理状況を評価しない

★受注者、発注者がお互いに負担が掛からない最善の方法を選択し、既済部分検査を実施するよう努めること

●「施工プロセスを通じた検査」試行工事は、出来高部分払方式を原則としている

支払方式の区分



支払方式		支払内容
①	通常の前金払	前金4割、完成6割
②	中間前金払	前金4割、中間前金2割、完成4割
③	出来高部分払	前金2割、前金2割、部分払い……完成残

※ランクは、一般土木工事の場合

施工プロセスを通じた検査の対象範囲 (原則)

・3億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、PC工事のうち、低価格調査基準価格を下回った場合、または地方整備局長が必要と認める場合

調査概要

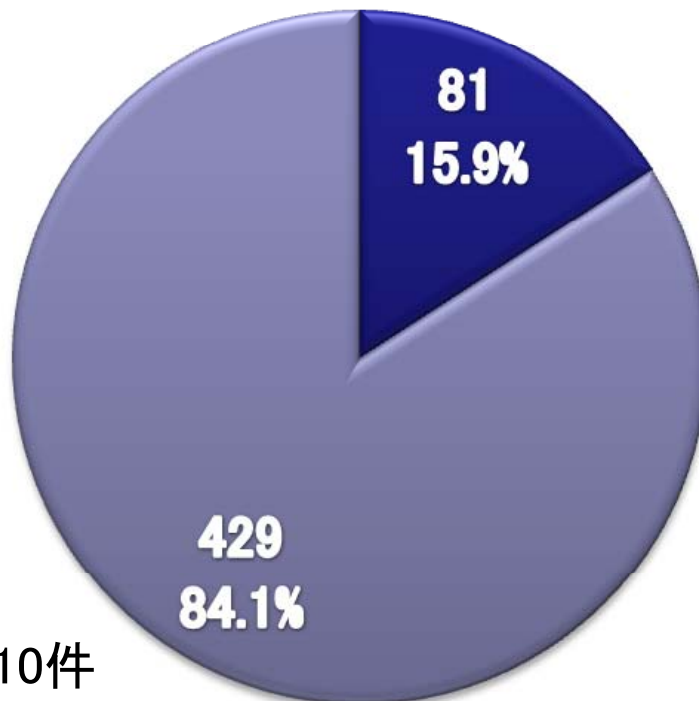
関東・近畿・九州地方整備局の主要3地方整備局において平成20年度完成の土木工事を対象に調査を実施(対象工事件数: 3,658件)

1. 出来高部分払実施状況

- ・出来高部分払方式の選択率 13.9%(510件/3,658件)
- ・うち年度途中の支払率 15.9%(81件/510件)(対象工事全体の2.2%)

年度途中の既済部分検査

■ 実施有り ■ 実施無し



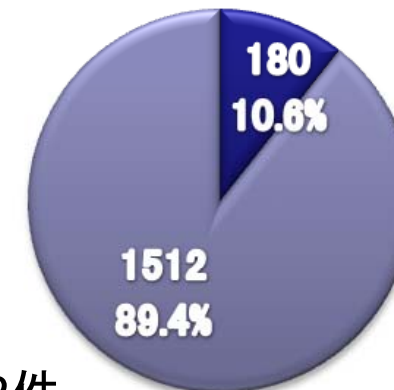
N=510件

【参考】中間前金払実施状況

- ・中間前金払い方式の選択率 46.3%
(1,692件/3,658件)
- ・うち中間前金の支払率 10.6%
(180件/1,692件)(対象工事全体の4.9%)

中間前金の支払い状況

■ 実施有り ■ 実施無し



N=1,692件

2. 出来高部分払方式選択状況(選択率を高める要素)

① 工事内容が単一工種

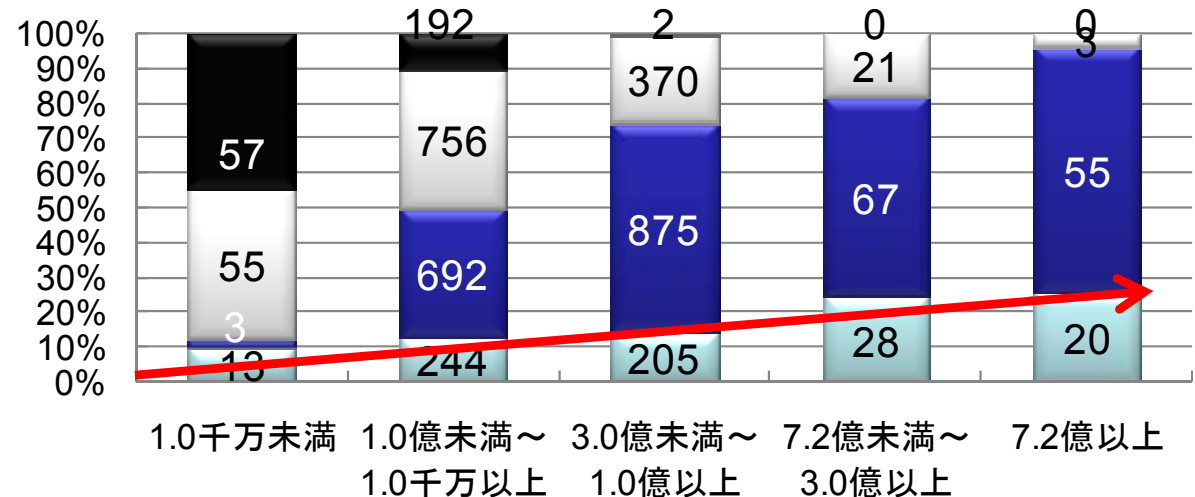
② 請負金額が高い、工期が長い

① **選択割合2割以上の
4工種は、単一工種**

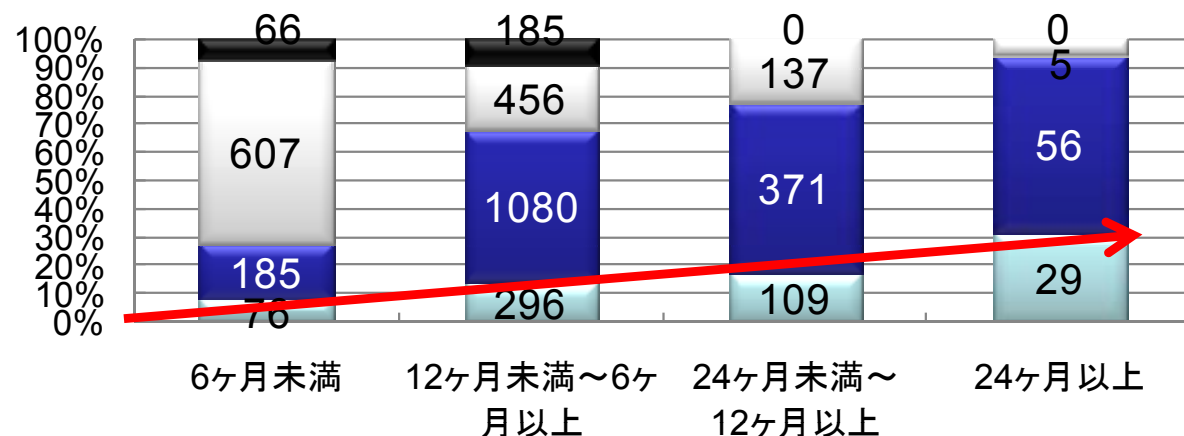
工種	出来高部分払選択割合
グラウト	30.8%
PC	25.6%
法面処理	20.8%
鋼橋上部	20.0%
一般土木	17.0%
セメ・コン舗装	14.3%
AS舗装	12.0%
維持修繕	10.6%
塗装	8.2%
造園	2.2%
しゅんせつ	0.0%
杭打ち	0.0%
さく井	0.0%

②

請負金額別支払い方式の割合



工期別支払い方式の割合



出来高部分払方式
 中間前金払方式
 通常前金払方式
 その他(役務契約等)

- 工事特性に合わせて、「施工プロセスを通じた検査」を導入する工事を選定
- **施工プロセスを通じた検査は、現状の監督・検査体制(職員数等)を考慮した導入**

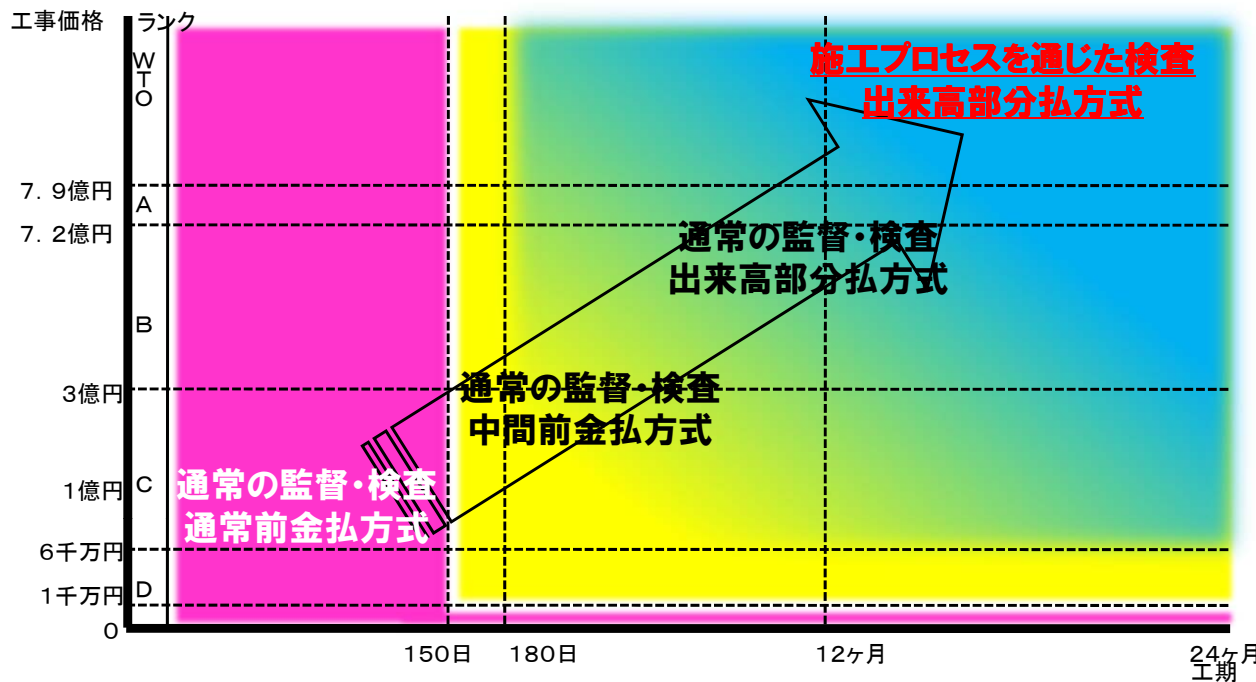


工事特性に合わせた導入が必要

- ① 監督業務における現場の確認業務である「指定材料確認」や「段階確認」の多い工事
- ② 検査業務の平準化を図ることが有利な構造物などの難易度が高い工事
- ③ キャッシュフローの改善効果が大きい、大規模で工期の長い工事

➡ **難易度が高く、工期の長い大規模工事**で実施

今後の監督・検査体制と支払方式の区分イメージ



易	← 工事難易度 →	難
短	← 工期 →	長
小	← 工事規模 →	大
低	← 現場の確認頻度 →	高
前金払	← 支払制度 →	出来高部分払